

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を上げます。

【行政職給料表(一)における改定後の給料月額差額(例)】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
係員(22歳)	1級29号給	23,800円(12.1%)増
係員(30歳)	1級51号給	15,700円(6.9%)増
主任(41歳)	2級59号給	3,900円(1.3%)増

②令和6年度の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を上げます。

・26万8,500円 → 27万5,700円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を上げます。

④令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和7年度以降の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・27万5,700円 → 31万5,200円

⑥令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)
会計年度任用職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑧次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の月額の上上げを段階的に行います。

	現 行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パートナーシップ 関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑧までについては令和7年4月1日

【適用期日】

①から③までについては令和6年4月1日、④については同年12月1日